

- イ (1) のケの県工事に係る工事成績及び工事現場立入点検結果  
ウ 経営状況 必要に応じ保証事業会社等へ照会を行う  
エ 信用状態 建設業法その他関係法令の違反の有無  
オ その他必要な事項
- (3) 検討及び契約審査委員会への報告  
契約担当課及び事業担当課は、(1)の事情聴取及び(2)の調査結果を総合的に勘案し、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かを検討し、低入札価格調査報告書(様式1)に調査の結果及び契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かの意見を記載したうえで、契約審査委員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 8 契約審査委員会の審査  
契約審査委員会は、6の(3)により意見を求められたときは、審査を行うものとする。審査結果は委員の過半の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。
- 9 契約審査委員会の審査結果に基づく落札者の決定等
- (1) 審査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置  
審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札とした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。(様式13、14)
- (2) 審査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置  
ア 6に定める調査資料の提出がない場合又は審査委員会の審査結果がその価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、6以降と同様の手続による。
- イ 次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としないう旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。(様式13～15)
- 附 則  
この要領は、平成16年4月1日から施行する。